

平成30年

上尾市教育委員会3月定例会  
議案資料

# 目 次

**議案第13号** 【上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について】

◇新旧対照表…………… 1

**議案第14号** 【上尾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について】

◇新旧対照表…………… 4

**議案第15号** 【上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について】

◇新旧対照表…………… 5

**議案第18号** 【上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について】

◇新旧対照表…………… 8

**議案第20号** 【教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動について】

◇別冊 ※当日配布資料

# 議案第13号 資料

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則（平成29年上尾市教育委員会規則第10号）

改正案			現行		
○上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則			○上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則		
(趣旨)			(趣旨)		
第1条 この規則は、上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の任用に関する規則（平成29年上尾市教育委員会規則第8号）第2条第1項の規定により上尾市教育委員会が任用する同規則第1条に規定する一般職非常勤職員（以下単に「一般職非常勤職員」という。）をもって充てる職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。 （一般職非常勤職員をもって充てる職）			第1条 この規則は、上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の任用に関する規則（平成29年上尾市教育委員会規則第8号）の規定により上尾市教育委員会が任用する同規則第1条に規定する一般職非常勤職員（以下単に「一般職非常勤職員」という。）をもって充てる職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。 （一般職非常勤職員をもって充てる職）		
第2条 上尾市教育委員会の事務局及び教育機関に、別表第1の右欄に規定する職務に当たらせるため、それぞれ同表の左欄に掲げる職を置く。			第2条 上尾市教育委員会の事務局及び教育機関に、別表第1の右欄に規定する職務に当たらせるため、それぞれ同表の左欄に掲げる職を置く。		
2 略			2 略		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
事務局の組織又は教育機関	職	職務	職	職務	
1 教育総務部生涯学習課	社会教育指導員	(1) 上尾市立公民館及び上尾市立人権教育集会所の事業の実施に関すること。 (2) 社会教育団体の支援に関すること。	1 社会教育指導員	(1) 上尾市立公民館及び上尾市立人権教育集会所の事業の実施に関すること。 (2) 社会教育団体の支援に関すること。	
2 同上	文化財調査専門員	(1) 文化財の調査に関すること。 (2) 文化財の保存、保護及び活用に関すること。	2 文化財調査専門員	(1) 文化財の調査に関すること。 (2) 文化財の保存、保護及び活用に関すること。	

3	図書館	子ども読書活動支援センター	<p>(1) 学校の図書支援に 関するこ と。</p> <p>(2) 子ども読書活動の推進に 関するこ と。</p> <p>(3) 家庭及び地域の子ども読書活動の推進に 関するこ と。</p>	3	子ども読書活動支援センター	<p>(1) 学校図書館への支援に 関するこ と。</p> <p>(2) 子ども読書活動の推進に 関するこ と。</p> <p>(3) 家庭及び地域の子ども読書活動の推進に 関するこ と。</p>
4	教育センター	教育相談員	<p>(1) 幼児、児童及び生徒並びに 保護者の教育に関するこ と。</p> <p>(2) 上尾市立幼稚園及び小・中 学校における教育相談の 支援に 関するこ と。</p> <p>(3) 教育相談の調査研究に 関するこ と。</p>	4	教育相談員	<p>(1) 幼児、児童及び生徒並びに 保護者の教育問題等に関 するこ と。</p> <p>(2) 上尾市立幼稚園及び小・中 学校に おける 教育相 談の支 援に関 するこ と。</p> <p>(3) 教育相談の調査研究に 関するこ と。</p>
5	同上	学校適応室 指導教員	<p>(1) 適応指導及び教育に 関するこ と。</p> <p>(2) 上尾市立小・中学校にお ける不 登校児 童及び 生徒の 適応指 導の支 援に関 するこ と。</p> <p>(3) 適応指導の調査研究に 関するこ と。</p>	5	学校適応室 指導教員	<p>(1) 適応指導及び教育に 関するこ と。</p> <p>(2) 上尾市立小・中学校にお ける不 登校児 童及び 生徒の 適応指 導の支 援に関 するこ と。</p> <p>(3) 適応指導の調査研究に 関するこ と。</p>

6	同上	教育心理 専門員	と。 (1) 就学相談 及び教育相 談の指導及 び助言に関 すること。 (2) 知能及び 発達に関す る検査の実 施に関する こと。 (3) 教育セン ター職員の 研修に関す ること。 (4) 保護者、 学校及び関 係機関との 連携に関す ること。
7	上尾市 立中学 校	さわやか 相談室相 談員	(1) 児童及び 生徒との相 談及び援助 に関するこ と。 (2) 教職員と の連携に関 すること。 (3) 学校、家 庭及び地域 社会との連 携に関する こと。 (4) その他い じめ、不登 校等への対 応に関する こと。

別表第2（第3条関係）

	職	人数
1	社会教育指導員	18人
2	文化財調査専門員	6人
3	子どもの読書活動支 援センター協力員	2人
4	教育相談員	5人
5	学校適応指導教室指 導員	3人
6	教育心理専門員	3人
7	さわやか相談室相談 員	11人

6	さわやか 相談室相 談員	(1) 児童及び生徒と の相談及び援助に 関すること。 (2) 教職員との連携 に関すること。 (3) 学校、家庭及び地 域社会との連携に 関すること。 (4) その他いじめ、不 登校等への対応に 関すること。
7	教育心理 専門員	(1) 就学相談及び教 育相談の指導及び 助言に関すること。 (2) 知能及び発達に 関する検査の実施 に関すること。 (3) 教育センター職 員の研修に関する こと。 (4) 保護者、学校及び 関係機関との連携 に関すること。

別表第2（第3条関係）

	職	人数
1	社会教育指導員	18人
2	文化財調査専門員	6人
3	子どもの読書活動支 援センター協力員	2人
4	教育相談員	5人
5	学校適応指導教室指 導員	4人
6	さわやか相談室相談 員	11人
7	教育心理専門員	3人

**議案第14号 資料**

上尾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

上尾市立幼稚園管理規則（昭和62年上尾市教育委員会規則第7号）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">上尾市立幼稚園管理規則</p> <p>（教育課程）</p> <p>第8条 幼稚園は、幼稚園教育要領 <u>（平成29年文部科学省告示第62号）</u> 及び埼玉県幼稚園教育課程編成要 領により、教育課程を定めなければ ならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;">上尾市立幼稚園管理規則</p> <p>（教育課程）</p> <p>第8条 幼稚園は、幼稚園教育要領 <u>（平成20年文部科学省告示第26号）</u> 及び埼玉県幼稚園教育課程編成要 領により、教育課程を定めなければ ならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

## 議案第15号 資料

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

上尾市立小・中学校管理規則（昭和32年上尾市教育委員会規則第5号）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 組織編成（第14条—<u>第19条の3</u>）</p> <p>第6章～附則 略</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>（休業日等）</p> <p>第3条 学校における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 県民の日を定める条例（昭和46年埼玉県条例第58号）に規定する日</p> <p>(4) 開校記念日</p> <p>(5) 春季休業日 4月1日から同月7日まで</p> <p>(6) 夏期休業日 7月21日から8月24日まで</p> <p>(7) 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(8) 学年末休業日 3月27日から同月31日まで</p> <p>(9) <u>体験的学習活動等休業日</u> <u>6月の第2金曜日</u></p> <p>(10) 前各号に定めるもののほか、校長が教</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 組織編成（第14条—<u>第19条の2</u>）</p> <p>第6章～附則 略</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>（休業日等）</p> <p>第3条 学校における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 県民の日を定める条例（昭和46年埼玉県条例第58号）に規定する日</p> <p>(4) 開校記念日</p> <p>(5) 春季休業日 4月1日から同月7日まで</p> <p>(6) 夏期休業日 7月21日から8月24日まで</p> <p>(7) 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(8) 学年末休業日 3月27日から同月31日まで</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、校長が教</p>

育上特に必要と認め、上尾市教育委員会  
(以下「教育委員会」という。)の承認を  
受けた日

2・3 略

第4条～第19条 略

(学校運営協議会)

第19条の2 地方教育行政の組織及び運  
営に関する法律第47条の6第1項の規  
定に基づき、次に掲げる学校(以下この章  
において「対象学校」という。)に学校運  
営協議会を置く。

(1) 上尾市立上尾小学校

(2) 上尾市立東町小学校

(3) 上尾市立上尾中学校

2 対象学校の校長は、教育課程の編成のほ  
か、次に掲げる事項について毎年度基本的  
な方針を作成し、当該学校運営協議会の承  
認を得なければならない。

(1) 学校教育目標及び学校経営計画に関  
すること。

(2) 組織編成に関すること。

(3) その他教育委員会が必要と認める事項

3 学校運営協議会の委員の任免の手續及  
び任期、学校運営協議会の議事の手續その  
他学校運営協議会の運営に関し必要な事  
項は、別に定める。

(学校評議員)

第19条の3 学校教育法施行規則(昭和  
22年文部省令第11号)第49条第1項  
(同令第79条において準用する場合を  
含む。)の規定に基づき、前条第1項各号

育上特に必要と認め、上尾市教育委員会  
(以下「教育委員会」という。)の承認  
を受けた日

2・3 略

第4条～第19条 略

(学校評議員)

第19条の2 学校には、校長の求めに  
応じて、学校評議員を置くことができる。



に掲げる学校以外の学校に、学校評議員を置く。

- 2 学校評議員は、校長の求めに応じて、学校の教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方など、校長が行う学校運営に関し、意見を述べ、助言を行うものとする。
- 3 学校評議員は、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。
- 4 学校評議員の任期は、1年とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、学校評議員の運営に関し必要な事項は、教育長が      定める。

第20条～第35条 略

(表簿)

第36条 学校は、学校教育法施行規則      第28条第1項各号に掲げる表簿のほか、次の表の中欄に掲げる表簿を備え、それぞれ同表の右欄に定める期間、これを保存しなければならない。

第1項の表・2～4 略

第37条～第39条 略

2 学校評議員は、校長の求めに応じて、学校の教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方など、校長が行う学校運営に関し、意見を述べ、助言を行うものとする。

3 学校評議員は、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱するものとする。

4 学校評議員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。

5 前各項に規定するもののほか、学校評議員の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第20条～第35条 略

(表簿)

第36条 学校は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第28条第1項各号に掲げる表簿のほか、次の表の中欄に掲げる表簿を備え、それぞれ同表の右欄に定める期間、これを保存しなければならない。

第1項の表・2～4 略

第37条～第39条 略

**議案第18号 資料**

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程（平成29年上尾市教育委員会訓令第4号）

改正案			現行		
第1条～第2条 略			第1条～第2条 略		
(勤務日数)			(勤務日数)		
第3条 特定一般職非常勤職員（社会教育指導員の職に充てられる特定一般職非常勤職員を除く。）の勤務日数は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。			第3条 特定一般職非常勤職員（社会教育指導員の職に充てられる特定一般職非常勤職員を除く。）の勤務日数は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。		
	職	勤務日数（1週間当たり）		職	勤務日数（1週間当たり）
1	文化財調査専門員	3日又は4日	1	文化財調査専門員	3日又は4日
2	子どもの読書活動支援センター協力員	4日	2	子どもの読書活動支援センター協力員	3日
3	学校適応指導教室指導員	4日	3	学校適応指導教室指導員	4日
4	さわやか相談室相談員	5日	4	さわやか相談室相談員	5日
5	教育心理専門員	4日	5	教育心理専門員	4日
2・3 略			2・3 略		
第4条以下 略			第4条以下 略		